

みなさんが考える

まちづくり活動を応援します!

たとえば...
町のいろいろなお仕事を
体験できるイベントを
やってみない!

たとえば...
子どもから大人まで多くの人が
楽しめる音楽祭を
開催したい!

「町民が考え、町民が主体となって、町民のために実施する」

本町の課題解決やより良いまちづくりのため、

町民の皆さんが考え、ご提案いただいた事業について、その経費の一部を町が補助します。



住民提案型事業

●補助対象団体

3人以上の団体で、代表者および構成員の半数以上が
町内に住所や勤務先を有するもの

(※行政区、旧小学校区、区単位での組織は対象外)

●補助対象活動

住民団体が自主的・自発的に行う

まちづくりに役立つ公益的な事業(※)で、

本支援終了後も団体事業として継続して実施するもの

●補助金額

補助上限額：30万円

(補助対象額の90%以内、上限30万円)

対象テーマ

まちづくりに役立つ事業をご提案ください

(例)

- みんなで楽しむスポーツプロジェクト
- おしごと体験イベント
- パパ・ママと楽しむ体験フェア

行政提案型事業

●補助対象団体

3人以上の団体で、代表者および構成員の半数以上が
町内に住所や勤務先を有するもの

(※行政区、旧小学校区、区単位での組織は対象外)

●補助対象活動

町が設定した対象テーマに対して

アイデアを盛り込んで提案された公益的な事業(※)で、

本支援終了後も団体事業として継続して実施するもの

●補助金額

補助上限額：50万円

(補助対象額の90%以内、上限50万円)

対象テーマ

- 中心市街活性化に向けた取組み
(地域振興課)

- 町文化財を活用した甲佐町の
魅力活性化事業 (社会教育課)

(※)「公益的な事業」とは、特定の個人やグループの利益ではなく、
広く社会全体、不特定多数の利益にかなう事業のこと。



本事業の補助対象となるには、上記を含め、甲佐町提案型事業補助金交付要綱および
要領に定めるすべての条件を満たす必要があります。

- ・計画書の提出後、必要に応じ、町が指定する日時に
プレゼンテーションを実施していただき審査します。
- ・申請された事業の実施は、必ず町の交付決定後以降に
お願いします。
- ・補助金の交付については、事業終了後の実績報告
提出後となりますのでご注意ください。

補助対象の経費例

- | | |
|-----|-------------------------|
| 報償費 | 事業実施に必要な講師、専門家等への報償、謝礼等 |
| 旅費 | 講師、専門家、参加者等の不可欠と認められる旅費 |
| 需用費 | ちらし、ポスター等の印刷費、材料等の購入費等 |

申請期限 **令和7年7月4日(金)17:00まで**

(本制度のお問い合わせ先)

甲佐町役場 地域振興課商工観光係

TEL：096-234-1154

時間：平日8:30～17:00

ご来庁の際は、ご連絡のうえ、お越しください



**まずは、地域振興課に
お問い合わせください!**